

飼養衛生管理基準の徹底を お願いします!!

これまでの岐阜県での豚コレラ発生事例において、疫学調査結果より以下の項目が確認されています。

- ①衛生管理区域が適切に設定されておらず、立ち入る際に専用の長靴・防護服等が着用されていなかった。
- ②野生動物等からの病原体侵入防止措置が不十分であった。
- ③死体の取扱いが不適切であった。
- ④死亡頭数が増加しているにもかかわらず、早期通報が行われていなかった。

また、4例目の事例ではいのしし農場の飼養者が野生いのししの調査捕獲に携わっていたことなど、防疫対応に携わる方が病原体を拡散させる可能性についても指摘されています。(関市いのしし飼養)

これらの指摘は豚及びいのしし飼養者については、本年8月以降中国で発生が拡大し、我が国への侵入が最も警戒されているアフリカ豚コレラの侵入防止のためにも遵守が必須である項目です。

豚コレラ・アフリカ豚コレラ等の家畜の伝染性疾病は、ひとたび発生すると発生農場のみならず、周辺の農場や畜産業に被害を生じるため、未然に防止することが何より大切です!!

豚コレラ等の伝染性疾病を発生させないよう飼養衛生管理基準の中で特に重要な次の項目について遵守を徹底して下さい。

- ①家畜の飼養管理に関連する農場内の敷地全てを衛生管理区域としてください。
- ②衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し使用するとともに、靴底は十分な洗浄と消毒を行ってください。
- ③衛生管理区域外で使用した器具や重機等は洗浄と消毒を徹底して区域に持ち込むとともに、畜舎等は清掃又は消毒を定期的に行ってください。
- ④当日に他の畜産関係施設等に立ち入った人(獣医師や飼料運搬業者等は除く)、過去1週間以内の海外からの入国者・帰国者には、必要な場合を除き、衛生管理区域内に立ち入らせないようにしてください。また、家畜飼養者は海外渡航の自粛をお願いします。
- ⑤農場周囲を除草等で野生動物が接近しにくい環境にするとともに、畜舎の壁・窓等の破損を修繕し、畜舎外でのエサこぼし等が無いようにして、衛生管理区域への野生動物侵入を防止しましょう。
- ⑥動物由来品を含む食品廃棄物等を豚に給与する場合は、摂氏70度以上で30分間又は摂氏80度以上で3分間の加熱処理を計測しながら施し、記録してください。
- ⑦家畜の健康観察は毎日行い、伝染性疾病を疑う症状を発見した場合は、速やかに家畜保健衛生所に連絡してください。
- ⑧家畜の飼料給与、分娩、出荷、異常の有無、死亡等について記録するとともに、元気や食欲がないなどの症状を示す個体を見つけた場合は、具体的な症状・体温を記録してください。

**防疫対策・早期通報の再徹底を
お願いします！**